

榛東村ホームページ広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、榛東村ホームページ（以下「村ホームページ」という。）に掲載する広告（以下「バナー広告」という。）について必要な事項を定め、村の財源を確保するとともに行政サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載者)

第2条 バナー広告掲載の申し込みをすることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 法人又は個人事業主
- (2) 公共的団体及びこれに類する団体
- (3) その他村長が適当と認めた団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、バナー広告掲載の申し込みをすることができない。

- (1) 村税について滞納があるもの
- (2) 法令又は条例若しくは規則に違反しているもの
- (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (4) 個人事業主にあつては指定暴力団の構成員又は指定暴力団の利益となる活動を行う者、法人又は団体等にあつては役員及び従業員が指定暴力団の構成員又は指定暴力団の利益となる活動を行う者であるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか村長が適当でないとするもの

(広告の範囲)

第3条 村ホームページに掲載することができるバナー広告は、本村の公共団体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであつて、村民及び村ホームページの閲覧者に不利益を与えないもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、名刺広告又は人材募集に類するもの
- (4) 本村が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (5) 美観を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないとするもの
- (8) 表示その他表現方法等が適切でないとするもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか村長が適当でないとするもの

(広告の募集等)

第4条 村長はバナー広告の募集を行うときは、募集の期間その他必要な事項を村ホームページ等により周知するものとする。

2 広告掲載を希望する者は、前項の期間内に榛東村ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に申し込むものとする。

(1) 掲載する広告の内容に関する書類（リンク先の広告の内容を含む。）

(2) バナー広告に用いる完成された電子データ

（掲載の決定）

第5条 村長は、前条第2項の規定により申し込みがあったときは、この要綱に定める基準により広告掲載の可否を決定する。

2 村長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、榛東村ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第2号）により、当該広告の掲載申し込みをした者に通知する。

3 村長は、バナー広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）と広告掲載に係る契約を締結するものとする。

（広告掲載料）

第6条 バナー広告1枠の1箇月あたりの掲載料（以下「掲載料」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 村内に事業所を有するもの 2,000円

(2) 村外に事業所を有するもの 3,000円

2 広告主は、掲載料を村長の指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

3 納付された掲載料は、広告主の責めに帰さない理由によりバナー広告を掲載できなかった場合を除き、原則として返還しないものとする。

（広告の掲載期間）

第7条 バナー広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、1箇年を上限とする。

（広告の掲載位置）

第8条 バナー広告を掲載する位置は、村ホームページのトップページ上の村長が指定する位置とする。

（広告の規格）

第9条 掲載することができるバナー広告の規格は、次の各号のとおりとする。

(1) 寸法 縦50ピクセル、横145ピクセル

(2) 容量 10キロバイト以内

(3) ファイル形式 GIF形式又はJPEG形式で、アニメーションによる表示を用いないもの

（広告主の責任）

第10条 バナー広告の内容（リンク先の内容を含み以下同じとする。）に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 バナー広告の原稿の作成に要する一切の経費は、広告主の負担とする。

(広告等の変更)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに村長へ届け出て協議を行わなければならない。

- (1) バナー広告の内容又はリンク先を変更するとき。
- (2) 自己の都合により、村ホームページへの広告掲載を取り下げるとき。
- (3) 榛東村ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更が生じたとき。

(広告掲載の決定の取り消し)

第12条 村長は、広告主(本条において、役員及び従業員を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても当該広告掲載の決定を取り消し、バナー広告の掲載を中止することができる。

- (1) 広告主がこの要綱に違反していることを確認したとき。
- (2) 広告主が第5条第3項に規定する広告掲載に係る契約に違反していることを確認したとき。
- (3) 広告主が村の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 広告主が村若しくは第三者に損害を与え、又は村若しくは第三者の権利若しくは財産等を侵害していることが判明したとき。
- (5) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (6) 広告主が倒産又は破産したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、バナー広告の掲載等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。